

利益相反防止規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下、「財団」という。）と資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の運営及び事業の実施において、財団の評議員、役員、職員及び各種委員会の委員（以下「役職員等」という。）の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を目的とする財団の職務が公正に行われることを担保すること、さらに財団の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役職員等に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

- (1) 利益相反（状態） 財団の役職員等が国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とした財団の職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。
- (2) 利益相反行為 利益相反状態において、財団の役職員等が自己又は第三者の利益を図り、もって財団の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。
- (3) 利益相反情報 財団の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

- 第4条 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。
- 2 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。
 - 3 利益相反の防止を目的として財団からの助成又は貸付を受ける資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他意思決定へ関与する権限を有する者の財団への関与を別表の通り禁ずる。
 - 4 役職員等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

- 第5条 役職員等は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。
- 2 役職員等は毎年6月と12月に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

- 3 前2項に規定する自己申告には次の事項を記載した書面または電磁的記録とする。
- (1) 財団が直接または間接的に助成または貸付を行う資金分配団体の理事、取締役、評議員、職員その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無
 - (2) 財団が直接または間接的に助成または貸付を行う民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無
 - (3) 前2号以外の財団が直接取引を過去1年以内に行った法人の理事、取締役、評議員、職員その他これらに準ずる意思決定へ関与する権限の有無と、その詳細（法人の種類を問わない）
 - (4) 自身以外に関する利益相反情報
- 4 利益相反防止に係る事務を所掌する部署は第1項及び第2項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があるとは判断される場合は速やかに詳細の調査及び是正に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止にかかる事務を所掌する部署、事務局次長、事務局長、役員及びコンプライアンス委員会の委員以外に漏らしてはならない。
- 6 財団は、第1項及び第2項に規定する自己申告において第3項第4号に該当する事項を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な意思決定をしてはならない。

（コンプライアンス委員会）

- 第6条 コンプライアンス委員会の組織及び運営等については、理事長が別に定める。
- 2 理事長は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス委員会の助言を得た上で決定を行う。

（審議事項等）

- 第7条 次の事項は、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で決定するものとする。
- (1) 財団、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体における利益相反に係る事案の適否
 - (2) 利益相反に関する規程類の改廃
 - (3) 契約規程に定める随意契約に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項をコンプライアンス委員会に報告する。
- (1) 契約規程に定める随意契約に関する事項
 - (2) 第5条に規定する自己申告の結果
 - (3) その他必要な事項

（調査等）

- 第8条 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る職員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。
- 2 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聴くことができる。

（審査結果）

第9条 コンプライアンス委員会が第7条第1項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る役職員等に対し、改善勧告を行う。

2 前項の勧告を受けた役職員等は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

別表

就任の可否	資金分配団体※1	民間公益活動を行う団体※1
財団の評議員	×	○※2
財団の理事	×	○※2
財団の監事	×	○※2
財団の職員	×	○※2
財団の評議員選定委員会の委員	×	○※2
財団の資金分配団体審査委員会の委員	×	○※2
財団のコンプライアンス委員会の委員	×	○※2
財団のその他の委員会の委員	○※2	○※2

※1 財団から直接または間接的に助成または貸付を受ける団体の理事、取締役、評議員、職員その他意思決定に関与する権限を有する者に限る。

※2 ただし当該団体に利害関係のある議論及び意思決定に参加できない。また、評議員会、理事会及び委員会においてはその充足数に算入できない。